

①

第 60 回静岡市都市計画審議会 次 第

日 時 令和 7 年 10 月 24 日(金)
午後 2 時 00 分から
場 所 静岡市役所静岡庁舎
本館 3 階 第 1 委員会室

1 開 会

2 都市局次長挨拶

3 委員紹介

4 会長の選出

5 議 事

第 1 号議案 静岡都市計画生産緑地地区の変更 (静岡市決定)

6 連絡事項及び情報提供

- (1) 第61回静岡市都市計画審議会の書面開催について (都市計画課)
- (2) これから地域公共交通について (交通政策課)
- (3) 空き家の対策と利活用について (住宅政策課)

7 閉 会

第60回静岡市都市計画審議会 席次表

本館3階 第1委員会室

敬称略

日本大学理工学部 土木工学科 教授 中 村 英 夫
公益社団法人静岡県建築士会 大 石 信 之
静岡産業大学 経営学部 教授 小 泉 祐 一 郎
静岡商工会議所 常務理事・事務局長 松 下 友 幸
静岡市農業協同組合 代表理事専務 永 田 喜 雅
社会福祉法人静岡市社会福祉協議会 地域福祉部長 川 島 徹 也
一般社団法人静岡県環境資源協会 部長代理 佐 野 浩 聰
清水港利用促進協会 常任理事 高 橋 明 彦
静岡大学 人文社会科学部 法学科 教授 米 谷 壽 代
しづおか市消費者協会 会長 関 本 三 枝 子

しづおか女性の会 会長 馬 居 喜 代 子
静岡市議会議員 風 間 重 樹
静岡市議会議員 佐 藤 成 子
静岡市議会議員 丹 沢 卓 久
国土交通省 中部地方整備局長 森 本 輝 (代理) 国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所 所長 川嶋 浩一
国土交通省 中部運輸局長 中 村 広 樹 (代理) 国土交通省 中部運輸局 静岡運輸支局 首席運輸企画専門官 八木 雅子
静岡県交通基盤部長 高 梨 記 成 (代理) 静岡土木事務所 所長 伊東 信幸
静岡県警察本部 交通部長 鈴 木 光 弘 (代理) 交通部 交通規制課 規制企画補佐 藤田 悟吏

【欠席】

- ・ 宮原 晃樹 委員（元静岡市都市局長）
- ・ 中村 满 委員（静岡市自治会連合会 副会長）

静岡市都市計画審議会委員名簿

任期（第12期）：令和7年7月18日～令和9年7月17日

区分	(分野)	推薦団体・役職等 氏 名
学 識 経 験 者	都市計画	元静岡市都市局長 宮原 晃樹（ミヤハラ コウキ）
		日本大学 理工学部 土木工学科 教授 中村 英夫（ナカムラ ヒデオ）
	建築	公益社団法人静岡県建築士会 大石 信之（オオイシ ノブユキ）
		静岡産業大学 経営学部 教授 小泉 祐一郎（コイズミ ユウイチロウ）
	産業経済	静岡商工会議所 常務理事・事務局長 松下 友幸（マツシタ トモユキ）
		静岡市農業協同組合 代表理事専務 永田 喜雅（ナガタ ヨシマサ）
	福祉	社会福祉法人静岡市社会福祉協議会 地域福祉部長 川島 徹也（カワシマ テツヤ）
		一般社団法人静岡県環境資源協会 部長代理 佐野 浩聰（サノ ヒロアキ）
	環境衛生	清水港利用促進協会 常任理事 高橋 明彦（タカハシ アキヒコ）
		静岡大学 人文社会科学部 法学科 教授 米谷 壽代（マイタニ ヒサヨ）
市議会議員		風間 重樹（カザマ シゲキ）
		佐藤 成子（サトウ セイコ）
		丹沢 卓久（タンザワ タカヒサ）
関係行政機関		国土交通省中部地方整備局長 森本 輝（モリモト アキラ）
		国土交通省中部運輸局長 中村 広樹（ナカムラ ヒロキ）
		静岡県交通基盤部長 高梨 記成（タカナシ ノリシゲ）
		静岡県警察本部交通部長 鈴木 光弘（スズキ ミツヒロ）
		静岡市自治会連合会 副会長 中村 満（ナカムラ ミツル）
市民		しづおか市消費者協会 会長 関本 三枝子（セキモト ミエコ）
		しづおか女性の会 会長 馬居 喜代子（ウマイ キヨコ）

静岡市都市計画審議会条例及び運営規程

○静岡市都市計画審議会条例

平成15年4月1日

条例第217号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条の2第3項の規定に基づき、静岡市都市計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験がある者
- (2) 市議会議員
- (3) 関係行政機関又は静岡県の職員
- (4) 市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第5条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、市長が委嘱する。

4 臨時委員の任期は当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとし、専門委員の任期は当該専門の事項に関する調査が終了したときまでとする。

(会長)

第6条 審議会に会長を置く。

2 会長は、第3条第1号に掲げる者につき委嘱された委員のうちから、委員の選挙によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長は、審議会の会議の議長となる。

5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員及び議事に關係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
(蒲原町の編入に伴う委員の定数等の特例)
- 2 第2条本文の規定にかかわらず、蒲原町の編入の日(以下この項及び次項において「編入日」という。)から編入日において現に在任する委員の任期満了の日までの間は、同條中「20人以内」とあるのは、「21人以内」とする。
- 3 第4条第1項本文の規定にかかわらず、編入日以後最初に委嘱される委員の任期は、編入日において現に在任する委員の任期満了の日までの間とする。

附 則(平成16年12月22日条例第98号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月22日条例第119号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月15日条例第228号)

この条例は、平成18年3月31日から施行する。

静岡市都市計画審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡市都市計画審議会条例（平成15年静岡市条例第217号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、静岡市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(会長の選挙)

第2条 会長の選挙は、無記名投票で行い、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

2 投票の結果、得票数が同じであるときは、くじで定める。

3 審議会は、委員中に異議がないときは、第1項の選挙につき、指名推選の方法で選出することができる。

(会長の任期等)

第3条 会長の任期は、委員の任期とする。

2 会長がその職を辞したとき、その他会長が欠けたときは、次の審議会において会長の選出を行うものとする。

(会議の公開)

第4条 審議会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、会長が公開することに支障があると認めた議案で、会議においてその承認を受けたものについては、この限りでない。

(傍聴)

第5条 公開で行う会議においては、会場内に傍聴席を設けるものとする。

2 議長は、会議の会場の広さを勘案し傍聴席の数を定めることができる。この場合において傍聴を希望する者の数が定員を超えるときは、抽選により決定する。

3 危険物を携行している者、酒気を帯びていると認められる者その他議長が会場内における秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認める者は、会議を傍聴することができない。

4 傍聴人は、会場においては、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 所定の場所以外の場所に立ち入らないこと。

(2) 発言その他会議を阻害する行為をしないこと。

(3) あらかじめ議長の許可を受けた場合を除き、撮影、録画、録音等をしないこと。ただし、議長は、当該許可に関し、報道機関の取材に対して配慮するよう努めるものとする。

(4) 議長又はその命を受けた係員の指示に従うこと。

5 傍聴人は、会議が非公開となる場合は、退場しなければならない。

6 議長は、会場内における秩序を維持するために必要があると認めるときは、傍聴人を退場

させることができる。

(委員の代理)

第6条 条例第3条第3号に掲げる者のうちから任命された委員に事故があるときは、その職務を代理する者が、議事に参加し採決に加わることができる。

(議事録)

第7条 審議会の会議については、議事録を作成し、議長及び議長が指名した委員1名が署名する。

2 議事録は、次に掲げる事項を記載し作成するものとする。

(1) 案件の内容

(2) 会議の日時及び場所

(3) 出席した委員（臨時委員及び専門委員含む）の氏名

(4) 審議の経過

(5) 賛否の数

3 議事録は、都市局都市計画部都市計画課に保管する。

4 議事録は、公開するものとする。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）第7条各号に該当するものについては、この限りではない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成15年7月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。